平成２５年（フ）第３４号
秋田県横手市雄物川町道地字家東144番地
破産者　近江　隆浩
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第８８号
茨城県猿島郡境町168番地９
破産者　長谷見一彦
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２６８５号
横浜市金沢区能見台東13番１―101号
破産者　橋本　泰光
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３２号
横浜市港北区綱島東５丁目７番８―307号
破産者　堤　　洋一
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５５号
横浜市旭区中沢３丁目46番４号
破産者　一色　延和
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５６号
横浜市旭区中沢３丁目46番４号
破産者　一色　冷子
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２７号
横浜市保土ケ谷区今井町611番地４
破産者　角田　力也
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４３号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２―14―42　Ａ号室、住民票上の住所神奈川県藤沢市善行１丁目23番地の11　クリオ藤沢善行六番館103号
破産者　清田　　茂
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０３号
横浜市青葉区あざみ野４丁目７番地20　あざみ野テラスＢ
破産者　金子　則夫
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
名古屋市西区大野木１丁目７番地　ＳＳＴマンション405号、開始決定時の住民票上の住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根1758番地
破産者　中野　久司
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
静岡県富士市水戸島元町19番10　ピーコックマンション105号、住民票上の住所静岡県富士市水戸島元町19番10―105号　ピーコックマンション
破産者　鈴木　高次
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第８９１号
広島県廿日市市沖塩屋２丁目13番31号
破産者　渡部　　憲
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９号
広島市南区出汐４丁目１番27―303号
破産者　勝田喜美江（旧姓上向井）
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
香川県木田郡三木町井戸2547番地岩部美保子方、住民票上の住所香川県さぬき市津田町津田18番地１
破産者　野中　昌子（旧姓筒井）
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第８４号
長崎県雲仙市小浜町北野460番地３、開始決定時の住所長崎県雲仙市小浜町富津3146番地
破産者　一明　五人
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
長崎県佐世保市相浦町2217番地２、旧住所長崎県佐世保市船越町663番地３　宮原輝久方
破産者　城岩　真悟
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
長崎県佐世保市相浦町2217番地２、旧住所長崎県佐世保市船越町663番地３　宮原輝久方
破産者　城岩真理子
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
青森県黒石市末広75番地３
破産者　古舘亜希子
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２７号
山形県酒田市字荒町64番地
破産者　真嶌　正利
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部